

令和5年

6月農業委員会総会議事録

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転3件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案第1号 1番、三林町の物件につきまして事務局から説明願います。

事務局の仲野でございます。よろしくお願いいたします。

議案書3ページ、1番について説明をさせていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、三林町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,119㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約0.3km、車で約3分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「周辺の農地に支障のないよう営農いたします。」とのことです。

続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ、水稻栽培の準備をしている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は申請地で水稻栽培をする予定であります。申請どおり問題はありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 はい、事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号 1番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第1号 2番、納花町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局 議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、納花町で、地目は畑1筆、面積は1,361㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から3km、車で15分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、「近隣の農地に支障のないように、営農します。」とのことです。

続きまして、地区担当の田口委員から受けました調査結果を報告いたします。

「現地を確認したところ保全管理されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認をいたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は、申請地でミカンを栽培する予定であります。申請どおり問題はありません。」との報告を受けております。

	<p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
橋本委員	<p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>すいません、ちょっとごめんなさいね。</p> <p>今の御説明についてもう少し補足説明をお願いしたいんですが、先ほどの説明では譲受人、従事日数100日という話でしょう。そういうふうに言いましたね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
橋本委員	<p>そやけど、経営面積ゼロになってますね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
橋本委員	<p>これでその辺の整合性をちょっと説明してくださいな。</p>
事務局	<p>いいですか。これにつきましては、4月1日から下限面積撤廃されているということなので、その規制は外れております。</p> <p>経営面積ゼロでも農地を取得できるということです。</p>
橋本委員	<p>いえいえ、従事日数100日という報告があったので、どこでそんな経営面積ないのに100日も農業やってる、ちょっとそこの整合性を説明してほしいんです。</p>
藤原副会長	<p>いや、もともと農地を借りて営農していたのではと推測されます。それを自分の名前で。</p>
事務局	<p>そうですね、トラクターを保有されてるんで。ほかでも今までも借りてやってる。</p>
橋本委員	<p>借りてたら経営面積出るんじゃないでしょう。</p>
事務局	<p>正式には手続されてないということ。トラクターをお持ちなんです。</p>
橋本委員	<p>事実関係さえはっきりしたすれば、いいんでね。今おっしゃってる下限面積撤廃も問題ないんだけど、先ほどの説明では、農業従事日数100日という、経営面積ゼロでしょう。だから、その辺の整合性について、分かったら問題ないんだけどね。</p>
事務局	<p>経営してないです。</p>
友田会長	<p>それは、何作るのかな。</p>
事務局	<p>ミカンを作る予定。</p>
友田会長	<p>ミカンやったらトラクター必要ないですね。</p>
事務局	<p>ただ、トラクターをお持ちなんでね。これはそういう事実があります。</p>
友田会長	<p>ここはミカンをこの面積で栽培するんですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
友田会長	<p>それははっきりとしてください。</p>
橋本委員	<p>どこで調べたんですか、農業従事日数100日。</p>
事務局	<p>相手さんからの申請のときに聞き取りしてます。</p>
橋本委員	<p>本人の申請、申出になったわけですか。</p>
事務局	<p>本人申請ですので。</p> <p>それを確認するしかすべはないです。申請に基づいてということです。</p>
橋本委員	<p>申請に基づいてということですね。</p>
事務局	<p>はい、そういうことです。</p>
西辻委員	<p>これから、このような所有権移転が増えてくるでしょう。</p>
橋本委員	<p>増えてくるでしょうね、当然。いや、いいですよ、経営面積なくてね。</p>
藤原副会長	<p>経営と耕作とは別やな。</p>
事務局	<p>また別です。</p>
藤原副会長	<p>だから、経営してないけど耕作とかやってるから。</p>
事務局	<p>耕作しているから、トラクターを持ってるって推測されますけど。</p>
藤原副会長	<p>条件が撤廃されているので、別に経営面積が条件となっていないということですね。</p>

事務局 藤原副会長 はい、そのとおりです。下限面積が撤廃されたので、そういうことになってきます。要は、農業経験があるかないかだけのほうが明確になるのでは。そのまますぐほかのことに転用されるより。

事務局 橋本委員 はい。そこは今では国の中でもいろいろ議論されてるところです。だから、借地で農業経営してたら、当然、経営面積カウントされるんですよ、当然。だからゼロということはないはずで、借地の場合でもね。

事務局 藤原副会長 カウントしていきます。ないです。利用集積とか正式な手続を行ってれば、経営面積として計上されます。三大都市だけ。経営というのは、そやけど、言葉から言うと、やっぱり生活の糧を得るものでしょう。ただ単に耕作してるだけで別に経営面積にこだわらなくてもいいんじゃないですか。

事務局 藤原副会長 経営面積としては上がってこないということですね。農業をいきなりする人なんか、経営はしてなかったけど、耕作経験というのはあるということ。

事務局 藤原副会長 そうです、ゼロです。そりゃ、市民農園なり何なり、そういう経験はあるということですよ。

友田会長 先生、ミカンづくりであれば、100日もありゃ十分です。

事務局 橋本委員 現地調査なされた委員さんのほうでは、特に問題なしということですので、了解しました。

事務局 橋本委員 そうですね、田口委員さんから。はい、ありがとうございます。

事務局 橋本委員 そんな悪意でもって農地取得するという人は多分いないでしょうから、ということで。

事務局 友田会長 はい、ありがとうございます。これから、特に3条許可申請時には、色々な条件が撤廃されているため、事実関係を申請時に十分な確認するなど配慮していただくことをお願いします。

事務局 橋本委員 はい、分かりました。

事務局 橋本委員 ということです。

事務局 友田会長 ありがとうございます。良い意見をいただきまして、ありがとうございました。それでは、この件については、ほかに御意見はありませんか。

事務局 友田会長 はい、ありがとうございます。では、議案書1号 2番については許可することに決定いたします。続きまして、議案書第1号 3番 福瀬町の物件につきまして、前田委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。(前田委員 退席)

事務局 事務局、説明願います。

事務局 議案書3ページ、3番について説明させていただきます。許可を受けようとする土地の所在は、福瀬町で、地目は田2筆、面積は合わせて429㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

	<p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から0.7km、車で5分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は60日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、「近隣の農地に支障のないように、営農します。」とのことです。</p> <p>続きまして、地区担当の森勝義委員から受けました調査結果を報告いたします。</p> <p>「現地を確認したところ野菜栽培されている農地であり、譲渡人と譲受人に意思確認いたしました。譲渡人は申請地を譲り渡すことに同意されており、譲受人は、申請地で野菜栽培をする予定であります。申請どおり問題はありませぬ。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>私から付け加えます。この方は、前田さんと御親戚で、もともと小川さんは農業されてます、ということで、そういう関連があります。よろしくお願いいたします。</p>
藤原副会長	<p>これ経営面積と上限面積を替えても良いのでは。</p>
事務局	<p>両方出てくるんです、経営面積と従事日数と。</p>
藤原副会長	<p>雇われている人については、経営とはならないですから。</p>
事務局	<p>従事日数は増えてくるけども、本人さんの申告に基づいてのこととなります。</p>
藤原副会長	<p>そのとき申請に基づき確認してもいいですね。</p>
事務局	<p>そうですね。窓口で確認させてもらえれば。また、代理人を通じてるときは代理人さんのほうへ確認させていただきます。</p>
藤原副会長	<p>これからそういう疑問点は出てくるので、どんな状態で農地を管理していくのかを含め確認願います。質問はまた。</p>
事務局	<p>前田委員に入ってもらいましょうか。</p>
友田会長	<p>ちょっと待って、まだ終わってない。議案第1号3番について許可することに決定いたします。はい、どうぞ。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>(前田委員 入室)</p>
友田会長	<p>続きまして、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権の移転1件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。</p>
事務局	<p>議案第2号、池田下町の物件につきまして、事務局から説明願います。</p> <p>議案書5ページ、1番について説明させていただきます。</p>

物件の所在地は池田下町で、地目は田1筆、面積は278㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の登録がないことを確認しております。

立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域にあり、一団の農地の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地と判断されます。

転用目的はグループホームで、譲受人は、障害福祉サービス事業を営んでおり、利用者の親の高齢化に伴い、通所施設の利用者が入居する施設が必要になったため、現在の施設からも近い申請地を譲り受け、グループホームを建設するものです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、適正に管理されている農地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲渡人及び譲受人に確認したところ、申請内容に間違いはなく、譲受人は許可後速やかに転用し、地目を変更するとのこと。調査の結果、許可やむを得ないものと認めます。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について異議、意見はございませんか。

(異議なし)

ございませんか。特に異議なしということで、議案第2号については、許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

次に、議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画3件を、別表のとおり定めるものといたします。

議案第3号 1番、浦田町の物件について、事務局から説明願います。

事務局

事務局の伊藤でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,123㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の廉林推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、タマネギやブドウ栽培されている農地であり、貸し手・借り手に意思確認をいたしました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培するとのこと。申請書どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでし

た。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について異議、意見はございませんか。

(異議なし)

はい、ありがとうございます。異議なしということで。

議案第3号 1番については許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号 2番、3番、観音寺町、阪本町の物件につきまして、関連があることから一括説明願います。

事務局

議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は観音寺町で、地目は田1筆、面積は690㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の片桐推進委員から受けました調査結果を報告させていただきます。

「現地確認を行い、サツマイモ栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。貸し手は貸すことについて同意されており、借り手はサツマイモ栽培をされておりました。申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。

続きまして、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は阪本町で、地目は田2筆、面積は合わせて1,333㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認しました。貸し手は貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培をする予定です。申請どおり問題ありません。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いたします。

友田会長

説明は終わりました。

この件について異議、意見はございませんか。

(異議なし)

ありませんか。異議なしということで、議案第3号2番、3番については許可することに決定いたします。

	<p>続きまして、議案書 8 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画作成に関する要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画 1 件を別表のとおり要請するものいたします。</p> <p>議案第 4 号、坪井町の物件につきまして事務局から説明願います。</p> <p>議案書 9 ページ、議案第 4 号ですが、こちらは基盤法の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日から地域計画が策定されるまでの間、みどり公社を間に挟んだ貸借をする場合、農業委員が、みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することになったものですが、審議いただく内容については、これまでの利用集積と同じとなっています。</p> <p>また、みどり公社を間に挟まない貸借や、4 月 1 日より前にみどり公社で貸借手続を進めていた案件につきましては、経過措置として従来の利用集積の手続を行うこととなっています。</p> <p>それでは、議案書 9 ページ、1 番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は坪井町で、地目は畑 1 筆、面積は 2, 356 m²でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、レタス栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認いたしました。両者ともに契約を継続することに同意されており、申請どおり問題ありませんでした。」との報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>説明は終わりました。この件について異議、意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>はい、ありがとうございます。異議なしということで、議案第 4 号については、要請することを決定いたします。</p> <p>続きまして、議案書 10 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 5 号、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表（案）を別添のとおり公表しようとするものです。</p> <p>議案書 11 ページをお願いいたします。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
友田会長	<p>令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について説明させていただきます。</p> <p>本内容は農林水産省通知に基づき、国が定めた様式により作成するもので、本年、農業委員会総会での議決後、大阪府への報告と、毎年 6 月末までに市ホームページで公表するよう義務付けられているものでございます。</p> <p>それでは 11 ページを御覧ください。</p>

I、農業委員会の状況ですが、こちらは、令和4年4月1日現在の農業委員会の現在の体制や農家・農地等の概要を記載しております。記載内容の多くは、農林業センサスなどから数値を当てはめるものとなっております、内容については記載のとおりでございます。

続きまして12ページを御覧ください。

II、最適化活動の実施状況、1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積ですが、③実績といたしまして、新規集積面積が1.1ha、年度末の集積率が3.8%であったため、大阪府が基本方針として定めている集積率25%には及びませんでした。本市農業委員会が指針として定めた年間1haの新規集積面積は達成することができたものです。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消ですが、令和3年度の遊休農地面積7.1haに対する解消目標面積を1.4haとしておりましたが、③令和4年度解消実績面積は1.7haであったため、達成状況は120.7%でございました。

また、(3)新規参入の促進の実績につきましては、14ページの③に記載のとおり、令和3年度と同様、5経営体を確保することができたものです。

続きまして、2、最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標から15ページの(3)新規参入相談会への参加については、記載のとおりでございます。

また、目標の達成状況の評語及び推進委員等の点検・評価結果ですが、令和4年度は新規集積面積等の目標数値が大阪府の基本方針に基づき高く設定したことから、記載のとおり結果となってしまいましたので、議案第6号で御審議いただく令和5年度の目標数値については、本市農業委員会で定めた指針に基づき設定してまいりたいと考えております。

最後に、16ページを御覧ください。

1、総会、部会の開催実績から、4、違反転用への対応につきましては、記載のとおりでございます。

内容につきましては、以上でございます。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なし)

何か質問がありましたら、質問ございませんか。

ございませんでしたら、議案第5号については、決定することといたします。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

議案第6号、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)を別添のとおり策定し、公表しようとするものです。

議案書18ページをお願いいたします。

事務局から説明願います。

事務局

令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について説明させていただきます。

18ページを御覧ください。

I、農業委員会の状況ですが、こちらは令和5年4月1日現在の農業委員会の現在の

体制や農家・農地等の概要を記載しております。こちらの項目も同様に記載内容の多くは、農林水産省が行っている各種統計の数値を当てはめるものとなっており、内容については記載のとおりでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

Ⅱ、最適化活動の目標についてですが、こちらは委員の皆様に行っていただく、3つの活動に対する成果目標を設定するもので、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消と、20ページ上段にございます、(3)新規参入の促進の成果目標をそれぞれ記載しております。

まず、(1)農地の集積の②目標でございますが、本市農業委員会の指針に基づき、年間1haの新規集積を目指し、令和10年度末で集積率4.9%になることを目標としているものです。

続きまして、「(2)遊休農地の解消」の②目標でございますが、こちらにつきましても、本市農業委員会の指針に基づき、現在、6.6haある遊休農地に対し、解消目標面積を0.3haとしているものです。

続きまして、20ページを御覧ください。

(3)新規参入の促進ですが、こちらは新規参入者への利用集積を促進するため、貸付けに同意している農地を公表するもので、令和元年度から令和3年度の権利移動面積を平均した11.6haの1割以上を目標として記入することになっているため、今年度は1.2haを目標として記載しております。

続きまして、2、最適化活動の活動目標ですが、この項目では委員の活動日数目標や活動強化月間の設定、新規参入相談会への参加目標を記載しております。

まず、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、こちらは委員さんの令和4年度実績の平均値が月5日であったため、5日を目標数値としております。

次に、(2)活動強化月間の設定目標ですが、強化月間は3回以上設定することとされているため、記載のとおり8月に1回、1月に2回を強化月間として設定しております。

次に、(3)新規参入相談会への参加目標ですが、市の農林担当などに新規就農の相談があった際、必要に応じて地区の委員さんに相談会に1回は参加していただくことを目標として記載しております。

御説明は以上になりますが、目標設定についても活動計画と同様に、委員会総会での議決後、大阪府への報告と市のホームページで公表を予定しております。

内容につきましては、以上でございます。

友田会長

説明が終わりました。この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なし)

質問はございませんか。はい、ありがとうございます。異議なしということで、議案第6号については決定することといたします。

次に、報告案件に移ります。

議案書21ページ、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を専決により受理しましたので報告をいたします。

議案書22ページを御参照ください。

次に、議案書 23 ページ、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転 2 件を専決により受理しましたので報告いたします。

議案書 24 ページを御参照ください。

以上、本日の案件は全て終了いたしました。

そのほか、皆さん方で何か御質問がありましたら、お受けしたいと思いますけど、何かございませんか。何かありませんか。

先ほど、最適化推進会議いうものは、新しい農地はなしで、農地を取得したときに、どうするんやという、どうなるんやという質問がありましたけれども、これから、こういう案件が増えてくると思いますので、皆さん方もできるだけよく聞いていただき、また事務局へも相談していただいたらありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、農業委員の皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。

これにて会議は終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

閉会時間 15 時 10 分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員